

特集 4

教育現場における 新型コロナウイルス感染症と、 労働安全衛生のとりくみ課題

にしじま
西嶋やすこ
保子

●日本教職員組合 総合政策局・労働局 労働局長

はじめに

2020年4月1日、この日は改正給特法が施行され、「学校現場の働き方改革」のスタートの日となるはずだった。これまで週平均60時間（2016文科省教員勤務実態調査より）という青天井の教職員の勤務時間に、ようやく時間外勤務時間の上限が月45時間以内という規制が設けられ、実現にむけての業務削減に本腰を入れるところまで来ていた。しかし、4月1日の新聞には一切その記事はなく、誰もそのことにさえ気づいていないかのように、学校現場はこれまで経験したことのない様々な業務に追われていた。

2月27日、新型コロナウイルス感染症による全国の感染者は、前日から22人増え、171人となった。このような中、突如、安倍首相は全国の学校に対し春休みまでの臨時休業を要請した。要請内容は、ここ1、2週間が極めて重要な時期であること、子どもの健康・安全を第一に考えることから、全国すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう要請するというものだった。

学校保健安全法第20条には「学校の設置者は、感染症の予防上必要がある時は、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる」とされている。「設置者」とは、地方公共団体の首長若しくは教育委員会とされる。政府の対策本部は同法に基づき「学校の臨時休業は、都道府県などが要請する」と基本方針を決め、文科省は、休業要請の2日前に通知したばかりだった。しかし、安倍首相の政治判断という状況にほとんどの教委が応じることとなり、感染者がいない地域の学校も含めて100%に近い学校が、3月からの休業を余儀なくされた。夕方に報道された異例とも言える要請から休業開始までのわずかな時間しかない中で、保護者や子どもに説明し、当面の自習課題を作り、今年度の学級を閉じなければならないという状況に、教職員は事態を十分に呑み込めないまま対応を迫られた。

この突然の要請により、教育行政や学校現場は大混乱を極め、多くの保護者が動揺し、子どもたちは不安に苛まれた。必然的に、学校の働き方改革どころではなくなってしまった。

1. 経験したことのない 状況の中で

臨時休業期間に子どもたちが自宅待機している間も、教職員は子どもたちや各家庭と密に連絡を取り、ストレスの軽減や安全の確保に努めた。また、学びを継続させるための課題作成・配布にとりくんだ。子どものいない学校では、学校再開にむけた感染予防の対応や、3月に教えきれなかった学習内容の組直しを含めた新年度の学習計画などについて、何度も会議が持たれた。年度末の学年のまとめや行事ができない中、せめて卒業式だけは実施させてやりたいという教職員の思いから、多くの学校が練習なしで出席者を最小限に抑えた卒業式を計画し、子どもたちを送り出した。

子どもたちが自宅にいて、仕事に出られなくなる保護者がいることから、小学校では一部の教室を開放した子どもの居場所づくりが行われ、安全確保のために教職員が交代で見守った。また学童保育の指導員が勤務時間を延長して対応した学校もあった。しかし、通常よりも多くの児童が利用することとなり、密集の回避などのため、場所の確保にも苦労があった。

日教組の3月の文科省要請では、卒業・終業期の諸行事の中止・縮減に落胆する教職員や子どもの声や、子どもの居場所づくりに奔走する学校現場の実態を届けた。そして、子どもの居場所づくりと安全の確保、心のケア等の環境整備、家庭・保護者への支援について緊急対策を講じること。臨時休業の期間や形態等については教育委員会の判断を妨げないこと。それぞれの学校による柔軟な教育課程編成を可能とするとともに、4月に計画されている全国学力・学習状況調査をはじめとする当面の校外事業等を中止・削減することを求めた。

また、教職員については、臨時・非常勤職員の処遇保障をはじめ、感染防止の観点に立つての勤務（特に妊娠中の教職員、基礎疾患を有する教職員への配慮）を具体的に示すこと。加えて、消毒業務は専門業者による作業とすることを求めた。さらに、家庭訪問、電話連絡等で私費を投じる教職員が多く、課題作成・郵送費に学校予算が逼迫していることから、マスク・消毒薬・検温計等の衛生用具が大幅に不足しているといった現場の声を踏まえて、政府補正予算での対応を強く求めた。

2. 休業延長

当初は3月2日から春休み終了までとされていた学校休業期間が、緊急事態宣言等により4月・5月と延長された学校もあった。文科省は、臨時休業期間中に授業を十分受けることができないことによって学習に著しい遅れが生じることのないよう、オンライン授業なども取り入れて、新年度の学習をすすめるよう通知を発出した。しかし、それまでに経験したことのないオンライン授業に教員がいきなりとりくむ事はかなり負担が大きく、なかなかスムーズにはいかなかった。また、そもそも学校に十分な設備がなく、家庭との同時双方向の授業をするにはあまりに設備が脆弱であったことや、受け手の子どもたちの側に、それを受信する環境がないことなど、課題が露呈する結果となった。

子どもたちが休業している間、妊娠中・出産後の教職員が医師等の指導に基づき出勤を制限できる制度が整備され、多くの教職員が新型コロナウイルス感染症の脅威から在宅勤務を選択することができた。しかし、中には管理職から「特別扱いはできない」と言われ、制度を利用できなかったというニュースも聞かれた。

休業中は多くが利用できたこの制度だが、代替教員がつかないため、学校再開により子どもたちが学校に戻ってくると、ほとんどの教員が在宅勤務をやめて通常勤務に戻っている。その背景には、自分に感染の不安はあっても、子どもたちのために、担任として務めなければならないという強い責任感があり、学校の職員体制からも現場に戻らざるを得ないという状況があった。

3. 学校再開

ようやく学校が再開されると、密を避けるために、1クラスを半分に分け、午前と午後に別々に登校させる分散登校や、1クラスの子どもたちを2つの教室に分けて授業を行う少人数授業など、文科省の例示に基づく感染症対策がすすめられた。

教職員は、子どもたちが登校すると、校舎に入る前に健康観察チェック・検温・消毒の指導を行い、校舎内でも三密の回避をはじめとする「新しい生活様式」の指導で子どもたちの動きに注意を払う。手洗い場での並び方や手洗いの仕方、トイレの使い方、休み時間の友達との距離の確保、給食時の会話の制限など、一つ一つを指導する状況となった。さらに、マスクで表情がわかりにくい子どもたちの反応や体調の変化にも気を配った。

分散登校の場合は、午前中の子どもたちが帰った後、午後の子どもたちの登校前に教室を消毒し、午後の子どもたちの下校後に、再度消毒をする。子どもたちが触れると思われるところはすべて消毒薬で拭き取る。業者への委託を要望したが、ほとんどの学校では予算面で厳しい状況である。午後の消毒業務を終えてから、ようやく、会議や次の日にむけた授業準備が始められる。通常の業務に加えて感染症対策が重くのしかかり、教職員の精神的な疲労も蓄積されていった。

学校再開後は授業時数を確保するとして、学校によっては、7時間授業など1日の授業時数を増やしたり、土曜授業をしたりするところもあった。また多くの学校で、夏休みの短縮や様々な行事の削減を行った。しかし、2か月以上学校を離れていた子どもたちの中には、生活リズムの乱れや学習規律が守れないなど、学校生活に戻るのに時間がかかる実態もあった。また、日教組調査では「感染予防のために、子どもを登校させない保護者はいますか」の問いに14%の学校で「いる」と答えている。学校現場は、一人ひとりの子どもたちへの対応に試行錯誤しながら、日々の業務にとりくんでいる。

学校再開がすすむ中で、日教組は、教員の加配、学習指導員やスクールサポートスタッフの増員とともに、子どもたちの心のケアに携わる専門スタッフとしてのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を文科省に求めた。また、年度を越えた柔軟な教育課程編成とともに、学習指導要領における「指導すべき内容」の一部削除、夏季休業期間に計画されている教員免許更新講習の延期、給食調理場へのエアコン設置等を要請した。

これらの要請に対し、文科省は、政府一次補正予算でマスク、消毒薬等の予算化、全国学力・学習状況調査の中止、教員免許更新講習の自己申告による延期を認め、教育課程については、複数年度での実施を可能とした。また、政府二次補正予算においては、教員をはじめ、学習指導員・スクールサポートスタッフの増員と「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費」を予算化するなど、現場組合員の要望を一定反映する政策を示した。

また、学校の切実な声が反映された「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費」の活用については、それぞれの学校のニーズに応

じて予算が執行されるようにとりくんだ。その結果、7割以上の学校が教委から要望の聴取を受け、消毒用アルコール・消毒用石鹸、マスク、使い捨て手袋、ペーパータオル、非接触体温計、扇風機、網戸などを「支援経費」によって購入した。現場からの切実な要望を聞いたことで、本当に必要なものが形となり、学校現場からの評価は高かった。

4. 夏季休業期間の短縮

例年であれば、子どもたちは長い夏休みに様々な体験をし、心も体も一回り成長して学校に戻ってきた。しかし、今年は多くの学校で授業時数の確保として、夏休みの大幅な短縮が行われた。文科省調査では、小中学校約95%、高校約93%が夏休みを短縮している。猛暑の中、エアコンのない教室での授業や、エアコンをかけ、同時に窓を開けての換気が求められ、マスクをしての授業や登下校などによって例年以上に熱中症のリスクが問題とされた。

また、特別教室や給食調理場などはエアコンが未設置のところも多く、早急な設置が求められた。特に給食調理場は、これまで猛暑の8月には夏季休業中で稼働していなかったが、今年度は授業が行われたため、小中学校の95%、特別支援学校の92%で給食が実施されることとなり、食中毒への対応とともに調理員の熱中症の不安を訴える声も多く、夏の給食調理場への対策も大きな課題となった。

夏休みの短縮によって、結果的に授業時数は確保することができたが、子どもたちにとっては、猛暑の中での学校生活や、「新しい生活様式」の中で大変な我慢を強いられることも多く、不安や心身のストレスを抱えたまま2学期を迎えた子どもたちも多かった。

また夏休みは、教職員にとっても教材研究・研修、年間計画の見直しなど、次の学期にむけた準備をすすめる重要な時期である。普段はゆっくり時間が取れないからと、例年であれば多くの研修や出張・会議が夏休みに集中して設定され、部活動の指導も相俟って、休暇を取るのも一苦労する状況となる。しかし、今年はさすがに2週間程度の休業中に職員研修や会議を詰め込むようなところは少なく、日教組調査によると4割の教職員が夏季休業中の業務が減少したと答えた。また、約8割が夏季休業中の休暇を計画通り取得でき、連続休暇日数については約6割が5～9日取得できたと回答している。

この結果は、一見すると十分な休養が取れたようにも受け取れるが、実際にはその休暇中にも、1学期の振り返りや2学期にむけた教材研究、校務分掌の事務作業などの持ち帰り仕事をしていたことがわかっており、多くの教職員は蓄積された疲労が解消されないまま、2学期を迎えることとなった。

2学期が始まり、保健室登校や不登校の子どもが増えている。また、体調を崩して療養休暇に入る教職員も例年より多く感じると単組から連絡が入る。授業時数の確保を急ぐあまり、無理を重ねた反動が出てきているのではないかと懸念されている。

このような中、日教組調査では、すでに36都道府県の約3割の学校で、冬季休業期間の短縮を予定していることが明らかになっている。無理のない実施となるよう現状を見極め、判断することが求められる。

5. 風評被害・コロナ差別とのたたかい

新型コロナウイルス感染症に罹患した人やその家庭に対する、様々な風評被害がネットを通して

一気に拡散される。完治して登校しても周りの子どもたちが自分を避ける、感染したことをいつまでも責める。それは子どもたちだけでなく、保護者の間でも広がっていた。

この攻撃は、医療従事者、施設職員、宅配業者、運送業者などといった、エッセンシャルワーカーにもむけられ、その家族にも及んでいる。幼稚園や学校でも、卒業式や入学式の際に、家族の職業を理由に登園・登校を控えるようにといった、根拠のない心無い要請が管理職から発せられたりした。

未知のウイルスに対する恐怖心が、罹患者や、関係があると思った職業の人たちへの攻撃の引き金になっていると言われている。しかし、いつ誰が罹るかもわからない状況の中で、一方的に攻撃されることは、恐怖であり、被害者にとってはいたたまれない。住所や家族構成までネット上に晒され、転居を余儀なくされた人の話も聞く。そのため、最近では発熱してもPCR検査を受けず、陽性とさえ言われなければコロナ差別を受けることもないと考える人たちも出てきており、感染予防がこれまで以上に難しくなっている。

登校時の健康観察や「新しい生活様式」の指導は、学校にウイルスを持ち込ませない・感染を広げないための対策だが、そのことが子どもたちに新型コロナウイルス感染症に対する必要以上の恐怖心を抱かせているのではないかと、教職員はジレンマに苛まれる。罹患した子どもが悪いのではなく、感染症だから罹るのは仕方がないこと、回復すればもう心配はいらないこと。それをどう周りの子どもたちに理解させるか、そのためには保護者への啓発も重要になる。今も試行錯誤しながら、学校現場での様々なとりくみが続けられている。

6. 教職員の労働安全体制

(1) 猛暑の中での勤務

地球温暖化が影響しているのか日本の平均気温が上昇している。今年、東京の8月の猛暑日は11日と過去最高を記録した。学校にエアコンが整備されたとしても、登下校時の子どもたちが熱中症になる危険性はかなり高かった。

教室にエアコンが設置されたとはいえ、換気のために窓は開けられており、マスクをしたままでの授業は、子どもたちにとっても、教職員にとってもかなり厳しい状況だった。また、地域によってはエアコンが未設置の学校や、特別教室にエアコンが設置されていない学校もあり、その教室を使って授業をすることは、大変危険な状況だったと言える。

給食調理場では、普段からかなりの熱気の中で作業をしている。夏休みの短縮により注目されたが、従前より、お互いに注意しあって対策をとっていても熱中症で倒れる職員がいた。そのため、これまでもエアコンの設置を要望していたが、なかなかすすまない状況であった。今年度、夏休みの短縮が決定されたことを受け、食中毒や熱中症の危険を訴えたことで、ようやく調理場へのエアコンの設置がすすむこととなった。

いくら授業時数確保のためとはいえ、このような環境では、いつ事故が起こってもおかしくない。今年はまだ、大事には至らずに過ごすことができたが、子どもたちや教職員の命を守る学校としてこの判断が本当に正しかったのか、今後、夏休みの短縮を決定した教育委員会を中心に個々の具体的な事象について検証し、改善に努める必要がある。

(2) 通常業務にさらなる負荷

大幅な業務削減が必要な教職員の通常の業務に、さらに新型コロナウイルス感染症予防のための業務が加わった。子どもたちの安全を守るためには必要な業務であり、誰かがやらなければならないと、消毒作業をはじめとする感染予防のための作業を教職員が分担し、日々とりくんでいる。

しかし、感染予防のための「新しい生活様式」の指導は、精神的な負担も大きい。教職員からは、日々の健康観察や消毒作業などの感染予防対策の徹底など、いつまで続くかわからない過酷な状況に、「肉体的にも精神的にも耐えられるのか不安」といった声が上がっている。

在校等時間の上限規制に対して、具体的な業務削減に取りかかれなまま、勤務時間記録上の時間のつじつま合わせだけで急場をしのごうとした学校や市教委の杜撰な勤務時間管理が新聞で報道され、問題となっている。いくら記録上の勤務時間を減らしても、実質的な業務削減を早急にすすめなければ、教職員はもう限界まで来ている。

正確な勤務時間管理をすることにより、教職員の現状の勤務実態が把握できる。それを生かして、労働安全衛生委員会等で具体的な業務削減・縮減について検討し、方策を立てることができる。教

育委員会や管理職は、そのサイクルを生かすことで業務削減がすすめられることを一人ひとりの教職員に周知し、常に適正な勤務時間管理をすることを共通認識して、学校の働き方改革にとりくまなければならない。

おわりに

新型コロナウイルス感染症の流行によって、学校現場の課題が浮き彫りとなった。改めて、子ども・教職員の命を守る学校がどうあるべきかが問われている。

「子どものためであればどんな長時間労働もよしとする」という働き方は、教師という崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは“子どものため”にはならないものである。これは、学校の働き方改革についての中央教育審議会答申の「はじめに」に記された言葉である。この言葉に込められた働き方改革がめざす理念を関係者全員が共有し、今の働き方を改善するとりくみをすすめなければならない。

次号の特集は

「労調協理事、新年を語る」
「特集 新型コロナウイルスと組合活動（仮題）」の予定です。